資料8

於:虎ノ門パストラル会議室『ミント』

# 環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する 検討会(第2回)

議事録

経済産業省環境省

# 目 次

1	. 開会	1
2	. 挨拶	1
3	. 委員の出欠状況、資料の確認	2
4	. 議事 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に係る施行状況	3
	事務局説明	6
5	. 自由討論	۱ 2
6	. 閉会	2 8

### 1.開 会

岩松環境指導室課長補佐 本日は御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会第2回目を開催させていただきます。

## 2.挨 拶

岩松環境指導室課長補佐 議事に先立ちまして、経済産業省小島産業技術環境局長から 一言ごあいさつ申し上げます。

小島産業技術環境局長 私、7月10日付けで産業技術環境局長を拝命いたしました小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、最初でございますので、私の自己紹介を兼ね、この問題についての取組の姿勢といいますか、考え方を述べさせていただきます。

私も役所へ入ってから31~32年になるわけですけれども、27~28年前52~53年ごろでございますけれども、正に公害防止管理者の担当をしておりました。その法律ができて、いろんな制度、環境関係の法律が変わって制度改正もされるというところでございまして、その制度改正に携わり、あるいは各業種の工場に行ってお話を聞いたり、それから、解説書を作ったりもしました。そういう思い出深い法律であり、制度でございます。その後、フロンとか代替フロンの排出抑制のための自主管理計画ですとか、あるいは化学物質の排出抑制のための PRTR制度の企画立案ということに携わってきました。そういう意味で環境管理、あるいは公害防止の自主管理体制という問題にこれまで取り組んできました。

その中で、私は企業の公害防止、あるいは環境マネジメントに対する取り組み姿勢、 あるいはそれに対する組織体制の整備というのは非常に充実してきたというふうに思っ ていたわけでございます。

昨今、今回の検討会の議題にもされておりますけれども、いくつかのところで公害防止の不適切な事案が発生するということは、私は非常にショックでもあり、残念でもあるわけでございます。

ただ、こういったことが事実として起こっているわけでございますので、ここで改めて 工場における、あるいは社内における環境管理の在り方、あるいは公害防止の体制の在り 方というのを見直してみる、あるいは不適切事案がどうして起こったのかという原因究明 を徹底的にやってみる必要があるかと思います。私は先ほど申しましたように、いろいろ な環境の自主管理などに携わっている中で、こういう排出抑制をする、公害防止をすると いうことが組織の中、工場の中、社内体制の中、それから、それに携わる上から下までの 関係者の心の中に、それぞれビルトインされてやっていくというのが最もいいわけでござ いまして、ことさら何かしようということではなくて、日常のあいさつとか、手洗いとか、 あるいは人にぶつかったらごめんなさいと言うというのと同じように、事に対処していくというのがこの環境管理の在り方だと思うわけでございます。それはまさに日本人の精神的風土にも合っており、それでこれまで非常にうまくいってきたと思うわけでございまして、そういったことも含めて、これから公害防止、不適切事案が起こらないように原因究明をするとともに、体制とか、組織とか、それから、経営者から生産管理、あるいは直接携わる担当者の心の持ち方も含めて、直すべきところを直していくということでやっていかなければいけないという思いを強くしているわけでございます。

こういった制度ができて30年以上たって、こういう事態に至ったということは残念ではありますが、ピンチをチャンスと思って、再度巻き返すという気持ちでこの問題に取り組んでいきたいと思います。

私ども経済産業省、環境省をはじめとする関係の官庁と一緒に一致団結して取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。また、事が事だけに、そうゆっくりもしていられないということで、非常に短期間に濃密な検討をお願いするということで、お忙しい皆様方に誠に恐縮でございますけれども、御協力を賜ればと思います。

簡単でございますが、私のあいさつと、今後の私自身の姿勢について御説明させていただきました。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 続きまして事務局の異動につきまして簡単に御紹介させていただきます。7月10日付けをもちまして、経済産業省大臣官房審議官の深野が転出し、後任として伊藤が着任、また、7月1日付けをもちまして、経済産業省環境指導室長の堀が転出し、後任として山本が着任しております。

また、7月19日付けをもちまして、環境省水・大気環境局総務課長の森谷が転出し、 後任として岡部が着任しております。

それでは、これより先、議事の進行を石谷座長にお願いいたします。

## 3 . 委員の出欠状況、資料の確認

石谷座長 それでは、まず事務局から本日の委員の出欠状況について御報告をお願いします。

岩松環境指導室課長補佐 本日は、10名の委員及び2名の代理の方が御出席です。代理 出席の方を御紹介いたします。

愛知県環境部技監岩渕準委員の代理で、愛知県環境部環境政策課主幹伊藤勝至様、千葉市環境保全部長志々目友博委員の代理で、千葉市環境保全部環境規制課長久能幸二様です。以上の2名の方々に代理で御出席いただいております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に事務局から配付資料の確認をお願いします。

岩松環境指導室課長補佐 配付資料は、資料の1から8まででございます。不足がございましたらお申し出ください。

石谷座長 よろしいでしょうか。

#### 4.議事

#### 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に係る施行状況

石谷座長 それでは議事に入らせていただきます。

本日の議事は、実態把握と問題提起、手法検討、そして最後に自由討論となっております。実態把握、問題提起、そして手法検討について事務局からの説明を行った後、委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。

それでは、まず大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に係る施行状況について、事務局 から説明をお願いいたします。

松田水・大気環境局総務課課長補佐 資料2の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に係る施行状況について簡単に御説明させていただきたいと思います。

資料の構成ですけれども、最初に大気汚染防止法と水質汚濁防止法の届出状況についての資料がございますが、これは後ほど説明するとして、まず4ページを開いていただければと思います。参考としてこの2つの法律の概要がこの後以降に書かれております。1番、目的、2番、構成及び体系というふうに書かれておりますが、主に資料の構成については、5ページにある図1の大気汚染防止法の体系、これに沿って説明をしたいと思います。

大気汚染防止法の枠組として、ばい煙規制と、それと今年度から施行されていますVOC規制、揮発性有機化合物規制、あと粉じん規制、事故時の措置、こういう形に分かれるということです。

まずばい煙規制ですけれども、ばい煙というものを大防法上で定義されていまして、そのばい煙に係る発生する施設について、事前に施設を設置しようとするときに、事業者の方が設置の届出を都道府県知事に行う。また、その後、60日以内の間に、その施設が排出基準を超過するおそれがあるかどうか、都道府県知事がこれについて確認をするのですが、その間の実施の制限、場合によっては排出基準を超過するおそれがもし計画上あれば、都道府県知事はその計画変更命令等を行うことができるということになっております。実際にその施設が稼働し始めた後、そこの施設から出てくる排出ガスがもし排出基準を超過していれば、排出基準違反ということになります。また、国が定める排出基準のほかに、環境基準を達成するための都道府県知事による上乗せ基準もあります。排出基準を超過してしまうということであれば、直罰ということになるのですが、排出基準を超過するおそれがあって、かつ周辺の環境に非常に甚大な影響が出てくる可能性がある場合は、都道府県知事がそういった施設についての改善に関する命令を行うことができるということになっております。

また、総量規制制度というのもございます。これについては、指定ばい煙を指定し、これは硫黄酸化物と窒素酸化物ですが、総量規制指定地域において、総量規制基準が適用されます。これについても改善命令等が適用されます。この総量規制基準については、直罰も適用することができることになっております。

揮発性有機化合物規制、これについても事前の施設の設置の届出、あとは排出基準に 関する改善命令、こういったものの措置があります。 粉じん規制の方ですけれども、これも事前の設置の届出、それと計画変更命令という ものがあるのですが、特に特定粉じんの部分について、敷地境界基準、これは(1リットル中)10本になっておりますが、そういった基準に対して改善命令等がかかり得ます。 また、特定粉じんを排出する作業に対して作業基準がかかっておりまして、そういった 基準の適合命令がかかり得ます。

あとこのほか事故時の措置ということで、特定施設が何か破損をしてしまって、排出ガス中に含まれる有害物質が多量に排出されることによって周辺環境に影響が起こり得る、こういった場合、都道府県知事に通報、応急の措置を行うというような必要が出てきます。場合によっては措置命令を都道府県知事が適用する可能性があります。そういったような体系になっております。この大防法上の措置の内容については、詳しくは6ページと7ページに記載されております。

その次にいきまして8ページ以降、水質汚濁防止法についての御説明を簡単にしたいと思います。これも最初に1と2で目的と構成及び体系になっております。9ページに水質汚濁防止法の体系が記載されておりますので、この資料に沿って御説明したいと思います。

水質汚濁防止法ですけれども、さまざまな施設が特定施設に位置づけられておりまして、排水中に有害物質を含むものとか、あとはBOD成分や、そういった有機汚濁負荷などを排出するような施設が特定施設として定義されているのですが、そういった施設を事前に設置しようとするときには、届出を都道府県知事に行う必要があります。その際には、特定施設の計画が排出基準に適合しているかどうかの審査を都道府県知事が行うわけですが、先ほどの大防法上の話とも同じですけれども、この点についても計画変更命令の措置があります。実際に施設が稼働し始めた後は排水基準が適用されるわけですが、この排水基準を超過した場合、場合によっては直罰ということにもなります。その排出基準を超過するおそれがあって、周辺への影響があるような場合、改善命令、施設の処理の方法について改善をするという命令を都道府県知事が行うことができるというふうになっております。

東京湾と伊勢湾と瀬戸内海、こういったようなところでは富栄養化しやすいというような状況もありますので、そういう地域については総量規制基準として、COD、窒素、リンの基準が適用されるということになっております。

また、地下浸透規制ということで、先ほどの排水規制というのは公共用水域に水を排出する場合ですが、実際に地下水に浸透水を排出するような場合にかかる規制でございます。こういった施設についても事前の設置の届出、また実施の制限、計画変更命令等がかかります。地下浸透の制限ということで、実際に施設が稼働し始めたあとは、この地下浸透に対して基準が適用されまして、場合によっては改善命令等が適用されます。また、3番目に、これは大防法と同じような措置ですが、事故時の措置ということで、特定施設に何らかの破損があって、有害物質や油が流出する、または地下に浸透する、こういった場合、応急の措置を講ずる必要があり、また、都道府県知事に届出をする必要があります。場合によっては都道府県知事が応急措置命令を講ずることができるということになっております。四角囲いの部分については、罰則の規定の適用があり得るということです。この具体的な内容については10ページ、11ページに水濁法の概要が書か

れているところです。

法律の体系は今御説明しましたが、これに沿って、最初の1ページに戻りまして、届 出状況等について簡単に御説明します。

まず大防法上のばい煙発生施設ですけれども、届出施設自体、約21万件程度で推移をしています。この内訳として大防法上の届出を行うばい煙発生施設と、電気事業法やガス事業法、鉱山法に伴う届出を行う施設、こういった施設で区分がされております。

次に、一般粉じん発生施設ということで、これについても約6万5,000件ほどで推移をしているということになっております。なお、工場・事業場数と届出施設数との関係ですけれども、工場・事業場の中には届出施設が複数ある場合がありますので、その分、届出施設の方が多いということになっております。

次のページにいきまして、立入検査、行政処分、行政指導がどのようなことになっているかということですが、立入検査につきまして、これはばい煙発生施設や一般粉じん発生施設、あとアスベストの発生施設という区分で数が整理をされています。合計でいうと約2万件ほどで推移をしております。これは法律に基づく検査だと思います。

その次に行政処分ですけれども、先ほど法律の体系を説明しましたが、法律に基づく 措置として都道府県知事が講じた処分ということです。件数自身はかなり少ない件数に なっております。その中でも改善命令、一時使用停止命令施設ということで、ばい煙発 生施設に対して行政処分を講じている事例が少しあるというような状況です。

その次に勧告その他の行政指導ですけれども、具体的にはその他の行政指導施設ということで、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、こういったところに対する行政指導が非常に多いのかなということです。件数自身は約500件ほどで推移をしているところです。

次のページにいきまして、水質汚濁防止法の届出状況等についてです。特定事業所数ということで、実際に特定施設を設置している事業所の数が約29万件ほどで推移をしております。その次に規制事務の実施状況ということで、立入検査の件数です。これは最近は減ってきているようですが、平成16年度は約4万7,000件になっています。次に行政処分ということで、これについては改善命令や一時使用停止命令の件数がすべてを占めており、これが約40件ほどで推移をしているという状況です。また、行政指導の件数ですけれども、これは約7,000件ほどになっております。ということで、実際には行政処分を行うまでの行政指導が非常に数多く行われていますが、実際処分を行っている件数というのは、行政指導、立入検査の数に比較すればかなり少ないというような状況になっているところです。資料2の説明については以上です。

石谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明について御質問等ございましたら御発言を お願いいたします。よろしいでしょうか。

ちょっと細かいことで1つ伺いたいのですが、事故時の対応ということですが事故の 定義というのは何かあるのでしょうか。

木田大気環境課課長補佐 事故時の措置ということですけれども、これは通常時は特に何もないのですが、ばい煙が発生していて、それから、その他の特定の物質を使うものについて、もしそういうものを使っている方が何らかの事故で、大気の場合ですけれど

も、大気汚染を引き起こす可能性があるというときに発動されるものでして、応急措置をとりなさいよ、それから、報告をしてくださいね、そのようなことでございます。通常、余り起こることはないのですが、念のための措置という、そんな形になってございます。

石谷座長 今、問題になっているような装置の不具合とか、排水設備自体が何かの原因 でダウンしたとか、そういうことは事故とはみなさないのですか。

木田大気環境課長補佐 それは事故とはみなさないです。

石谷座長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

## 事務局説明

石谷座長 それでは、御質問がないようですので、次の議事に移らせていただきます。

ここからは事務局から残りの資料について一通り説明していただき、後半の自由討議でまとめて質問していただければと思います。それでは、公害防止管理の位置付けの変遷から事務局の説明をお願いいたします。

山本環境指導室長 まず資料3の方を御覧いただきたいと思います。

資料3は、公害防止管理の位置付けの変遷ということで簡単にまとめさせていただいております。これまでの環境を取り巻く状況が大きく変わってきているということを簡単に示してございます。まず一番左側の第1期、昭和30年代から昭和40年代ということで、高度経済成長期にいわゆる産業公害が大変深刻な状況を迎えたということで、その下にあります環境対策としましては、公害対策に関連いたします各種の規制法が制定をされたという時期でございます。それから、第2期は、昭和40年代後半から昭和50年代という時期でございます。これは産業公害が都市型の生活型公害に変化をしてきたということで、背景としては経済の安定成長期といったことが挙げられると思います。そういう意味では、従来の工場、事業所というような規制から、都市を念頭に置いた、例えば自動車とか、そういったところの規制体系が強化されたということでございます。それから、第3期、昭和60年代以降ということでございますが、特にここで顕著にいわれますのは地球環境問題、温暖化を始め、環境問題が同地的なものから広域的なものに変化をしてきたといったところでございます。こういったような環境を取り巻く様々な情勢変化に対応して、公害防止の体制もいろいろ変化してきているという状況を示したものでございます。

続きまして資料4を御覧いただければと思います。この資料4は、今回、この検討の 契機となりました公害防止体制に係ります不適切な事案を6件挙げてございますが、それぞれの事案につきまして、どういったところがこういう問題を生じた原因なのか、そしてその原因を踏まえて、各該当します事業者がどういった改善対策を実施したのか、この改善対策は、自治体や規制当局の了解を得た形で一応確定をしているという状況でございますが、その改善の対策、それから、それらを踏まえまして、こういう事案を発生いたしました一般要因としてどういったことが挙げられるかといったものを各社別に整理をさせていただいたものでございます。

まず最初にA社、鉄鋼メーカーと書いてございます。これはA社におきまして、排出

基準を超過し、測定データの書換えを行ったというものでございます。これは特に水質 関係の問題でございます。これにつきましては、当該事業所の環境部門の管理職が罰金 刑の処罰を受けている事案でございます。このA社におきます要因といったところを左 側に整理をさせていただいておりますが、1つはこの水質管理を行っていた担当者が1 人でやっていた、いわば現場任せでやっていて、その担当者が自由に自分で内容の操作 が可能であったといったようなこと、なおかつ上司たるものがそれをチェックできると いう体制ができてなかったといったことがございます。それから、特にこういう環境関 係を実施いたします環境管理部門の体制が極めて弱く、十分な指導・権限が与えられて なかったといったことが問題点として挙げられております。そういった状況を踏まえて、 改善報告書ということで、このA社におきましては、まず測定データについてはダブル チェックができる、上司のチェックができる体制を整備するといったこと、それから、 体制の強化として環境管理部門を新たに設置し、きちんとした体制なり、あるいは人員 を充実したといったことが挙げられると思います。これに対しまして、一般的な要因と しましては、1つは同一担当者のデータの測定記録保管が行われた。要は担当者任せに していたということ、そしてそれをチェックする工場内、あるいは同一部門での監査が 不備であったこと、それから問題点が生じた場合に、この環境管理部門に操業停止の指 導権限がなかったということ、また、その背景としては工場幹部、あるいは社内のトッ プマネジメントにおきまして、環境保全に対する認識なりコミットが不足していたとい ったことが問題点としてあげられるかと思います。

それから、続きまして次のページでございます。B社、金属メーカーというものでご ざいます。これは平成17年2月にこの問題が発覚したものでございます。これも同様に 水質データの排出基準を超過したり、あるいは水質データの書換えが行われていたとい ったものでございます。この事案につきましても、当該事業所の担当者、あるいは法人 などが水濁法の違反ということで書類送検をされているものでございます。ここにおき ます問題点につきましても、先ほどとやや基本的には同じでございますが、まず事業所 に環境管理を直接所管する部署がなかった。なおかつ環境担当者が子会社と兼務をして いるということで、環境管理の体制が極めて弱かったということがございます。そして やはりこれも同様に、担当者任せにしておりまして、その内容の書換えなり、操作が容 易に行われて、それをチェックする体制ができてなかったといったことでございます。 そのために、このB社におきましては、改善報告書という形で、まず環境管理部門をき ちんと権限を明確にし、命令権限を付与する。そしてそれを管理する部門の体制を強化 するといったような対策を講じているところでございます。したがいまして、ここでも やはり一般的な要因を推定しますと、こういう環境管理部門の権限が弱く、経営幹部の 認識、コミットが不足し、会社内での監査体制が不備であったといったことが挙げられ るかと思います。

続きましてC社、建材メーカーでございます。これは平成17年8月に発覚したものでございまして、公害防止協定に定める、これは特に水質関係でございますが、水質データの測定回数が不足していたり、あるいは自動測定器を動かすべきところを長期間停止していたといったことでございます。これらの要因につきましても、やはり環境管理を担当しております担当者の遵法精神が欠如し、教育が不足し、またそれをチェックする

管理体制がなされてなかったといったことが問題点として挙げられます。そのための改善対策としましては、社員教育の充実、それから、データのクロスチェック、環境管理の担当部門を新たに新設し、その権限を強化するといったような対策が講じられているところでございます。これも同様に、やはり経営トップ、あるいは経営幹部の環境保全に対する認識、コミットが不足をし、監査体制ができておらず、担当者任せになっていたといったところが問題点として挙げられます。

それから、続きましてD社、有機製品メーカーというものでございます。これは平成17年2月にこの問題が発覚をしたものでございます。これに関しましても水質関係のデータにつきまして改ざん、書換えが行われ、排出基準を超過をしていた、あるいは測定回数が不足をしていたといった問題でございます。これについては特に行政上の処分はございませんが、社内の社長以下の俸給のカットといったような処分がなされているところでございます。このD社の要因につきましても、やはり工場幹部の環境意識の認識が欠落し、チェックできる体制が整っておらなかった。あるいは担当者に任せきりにしていたといった問題でございます。そのために、この会社におきましても、環境保全に関します体制をきちんと整備をし、その権限を与えること、そしてその環境管理の状況を社内でチェックできる体制、会議その他の体制をきちんと整備をしてチェックをするというような対策となっております。同様に、これもやはり一般要因につきましても、経営トップなどの環境認識の不足、指導権限がなし、工場内での監査体制の不備といったことがあげられるかと思います。

それから、続きましてE社、石油精製でございます。これは今年の平成18年5月に発覚したものでございます。これは石油精製設備の特にばい煙関係の排出基準を超過したり、あるいは測定データ、特にNO×、SO×、ばいじんなどのデータの書換えが行われたということでございます。これについては行政上の処分は特にございませんが、社内体制の処分が行われているところでございます。ここにおきます要因につきましても同様でございますが、工場幹部の環境管理に係ります認識及びその指導が徹底しておらず、その実態管理が不十分であった。それから、このデータにつきましても、それをきちんと内部的にチェックをする体制ができてなかったといったようなことが挙げられるかと思います。改善報告書につきましても、まず工場幹部におきます指導の実施、それから、職員の教育の実施、データのチェックができるような内部監査体制を強化するというような対策が挙げられているところでございます。これも同様に、やはり経営幹部の認識不足、社内での監査体制の不備、能力、人員の不足といったことが問題点として挙げられます。

最後にF社でございます。これは鉄鋼メーカーでございます。これは今年の18年3月に国の立入検査によりまして、社内調査の結果、この問題が発覚したということでございます。違反内容は、これは発電用のボイラーでございますが、ばい煙関係の排出基準を超過し、あるいは測定データをずっと書換えをしていたといったことでございます。特にこれは製鉄所におきます電力を供給するための発電のボイラーの問題でございますけれども、そのボイラーを担当しておりましたところがやや独立王国的になりまして、自分自身のところで問題点が発生しないような形で対応していたということで、具体的には排出基準を超えるような場合については、そのデータの書換えを行っていたり、あ

るいはデータを計測する自動システムにおいて、基準を超えるようなものについては欠測、データが蓄積しないような形にシステムを変更していたといった問題でございます。やはり特にここにおきましては、発電用の電気を止めますと生産に影響が出るといった生産を優先していたということが1つの背景として挙げられるかと思っております。改善報告書におきます対応につきましても、まず環境管理部門の体制を強化し、権限を与え、データをきちんとチェックをする体制を整備するというような対応が挙げられているところでございます。この一般的な要因につきましても、やはりこういう経営幹部の認識不足、あるいは担当者任せによる人員、能力の不足、それを内部でチェックする体制ができてなかったということが問題点として挙げられるかと思います。

それでこれは個別事案ごとの要因と、一般的な推定要因でございますが、これをまと めましたのが次の資料5でございます。資料5をごらんいただければと思います。先ほ ど個別6社につきましての問題点と対応、そしてそこから推定されます課題ということ を申し上げましたが、それを全般的に整理いたしましたのが資料5の1ページ目でござ います。まず会社全体で見ました場合、やはり経営幹部におきます環境保全に対する認 識、コミットメントが不足していたのではないか。もちろん環境保全が重要であること は皆さん認識はされているかと思いますが、それを徹底し、実行させるための体制とい うものが行われてなかったのではないかということでございます。それから、現場レベ ル、これは工場レベルということになりますが、そういう認識不足を踏まえまして、工 場幹部におきましても、やはり環境保全に対する認識不足が生じ、そのために下にまい りますが、環境管理部門の人員が整備されず、能力が不足し、左側でございますが、工 場内でこれをきちんとチェックできる監査体制ができてなかった。あるいは右側に飛び ますけれども、問題点が生じた場合に、この環境管理部門に、工場を止めるような権限 がなかった。結果的には、下にありますように同一担当者によるデータの測定・記録と いうことで、担当者任せにし、問題点がきちんと上に上がってきて対策を検討するとい う体制ができてなかったといったことが大きな要因として挙げられるかと思います。

それで2ページ目以降は、今回のこういう問題点を踏まえまして、これから御議論いただくための課題として抽出したものでございます。これは私どもでとりあえず整理したものでございますので、本日の委員会の委員の皆様にはいろいろ御議論いただければということで、問題提起をさせていただくものでございます。

まず1つ目が経営者の経営上の環境認識に関する問題意識の問題でございます。ここに3点書いてございますが、仮に経営者の環境意識が高いということになれば、内部統制、あるいはルールをきちんと充実すれば、対策としては十分対応できるのかもしれませんし、あるいは経営者の認識が不足をしているといったことになる場合でしたら、やはりそれをガイドラインの形できちんと社内体制、実効ある体制をつくらせるといったことで対応していくことが必要ではないかと思います。こういうことは多分ないと思いますが、3番目には経営者の環境意識が低く、環境を守りたくない、経営上、守れなくても仕方ないともし認識をしているならば、法令上の罰則を強化をし、ペナルティを強化するといったことも必要ではないかと考えられます。

それから、2つ目でございますが、リスクマネジメントの観点から、こういう環境規制の違反事例が発生した場合に、どういった体制、あるいは手続がなされるべきかとい

う問題でございます。今回の場合も、排出基準に不適合な状態が発生したわけでございますが、それに対しまして適切な対応はなされてなかったというようなことが1つの大きな要因としてはあげられます。したがいまして、これを1つの危機管理、リスクマネジメントという観点から、これをきちんと対応できる体制としてどうあるべきかといった問題でございます。ここに3点書いてございますが、これらの問題点をいかに把握し、どのような対応なり対応策を検討するのかといったことが課題であろうかと思っております。

それから3点目としまして、次の3ページ目でございます。こういう工場で環境デー 夕に異常が見られたとき、操業を優先するのか、環境を優先するのか、こういった比較 考慮をした上で、結果的には操業継続が優先されたのではないかといった問題でござい ます。今回のこの事案を見ますと、結果的には操業優先をしてしまったという会社の事 例があったわけでございますが、ただ、こういう問題が社会に発覚をした結果、この会 社の社会的信頼を失墜し、なおかつ再発防止として多額の投資を迫られるということで、 結果的には大変会社としては大きな損害をこうむるということになっております。した がって、操業優先をしてしまった結果、逆に環境保全を守らなかった結果として、会社 として大きな損害があるといったことをやはり経営トップの方々には認識をしていただ くといったことが必要ではないかと考えられるところでございます。そういったために こういう環境と操業優先といったものをどのような形で判断をし、対策を講じていくか、 そういうような体制の整備というのが課題であろうかと思っております。それから、4 番目、工場長以下工場勤務各員の役割分担、仕事の見直しが、環境規制・公害防止管理 を機能させるポイントではないかといった点でございます。やはり会社の中ではいろん な組織がございますが、特に環境管理というのは環境をチェックする体制と、それから、 工場を操業する部門と、それぞれ役割がございます。この環境管理部門というのは、あ くまでやはり環境の観点から問題点がないかどうかをチェックし、それを見ていくとい うのが本来の役割でございますが、操業優先の考え方が環境管理部門にもしあるならば、 本来の役割を果たしてないということになってまいりますので、やはりそれぞれごとの 役割というのを明確にし、その職務を果たしていくようなことが必要ではないか。ある いはそのための体制なり教育が必要ではないかという問題意識でございます。

それから続けて4ページ目、5番目でございますが、これはデータの改ざんがしにくいようにするためにはどうすべきかといったことでございます。1つは自動計測装置などによりまして改ざんができないというハード的な対応もございますけれども、合わせて、このデータを第三者的にチェックするような仕組み、例えば自治体の方々がそのデータを直接見られるような仕組みとか、あるいは外部、第三者による監査といったことが必要ではないかという問題でございます。

それから、6番目が公害防止管理を向上させるために、本制度の効果的な運用・活用に関する問題点でございます。特に公害防止管理者というのは、こういう環境改善の業務を実施するというのは当然でございますけれども、合わせまして、やはり環境に関するマネジメントという観点からの取組みも大変重要であろうかと考えております。したがって、やはりそういう観点から、本制度の運用といったことについても検討していくことが必要ではないかと考えられるところでございます。以上がこの個別事案を踏まえ

ました上での問題提起という形で示させていただいたものでございます。

次の資料6でございますが、これはやや議論を単純化いたしまして、環境管理のいい場合と思い場合というような形で示しておりますが、いい場合というのは、左側にあります経営トップが環境の重要性をきちんと認識をし、そして環境法令違反が会社事業のリスクという形でとらえ、そして第三者による監査を実施しているようなものだと思います。逆に悪い場合は、現場任せで、方針は出していますけれども、具体的な体制がないというようなことが挙げられます。それから、本社管理部門において、常に環境部門と生産部門との間で情報交換をし、社長とのホットラインを構築して、問題点があった場合には迅速に対応できるというようなことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。これはややデフォルメしてございますので、1つの例として見ていただければと思っております。

それから、続きまして資料7でございます。ISO14001と公害防止管理という資料でございます。今回のこの違反をいたしました会社の中には、ISO14001を取得している企業がございました。1ページ、2ページを見ていただければわかりますように、本来、このISO14001というのは環境管理のマネジメントを行う仕組みでありまして、2ページ目にありますように、いわゆる Plan、Do、Check、Actionという形で、仮にそういう問題点があった場合には、チェックの段階で不適合を管理し、原因分析を行い、必要な対策を行うというPDCAサイクルが本来回るべきところであったわけでありますが、これが機能を十分してなかったといったところが問題点として挙げられるかと思います。したがいまして、次の3ページ目でございますが、今回、ISO14001を取得しているにもかかわらず、公害防止管理が機能してなかったのはどういったところが問題だったのかといった点でございます。ここも私ども問題提起でございますので、こういった観点からの御議論をしていただければということでございます。

1つはISO14001の取得数は世界的に見ると日本は大変数的にはトップクラスでございますが、そもそも14001を取ること自体が目的化をしておりまして、実際にはこれを取得した後、PDCAサイクルをきちんと回せるということが大変重要なのですが、これが十分回ってない、あるいは回すためのインセンティブが乏しかったのではなかったかという問題です。

それから、2つ目に、これは本来もちろん自主的な活動であるべきところでありますが、どちらかというと、やらされ感、特に最近では、元請け、下請けの関係では、ISO14001を取得することが要件になっているようなケースも見られるところでございますので、やややらされ感が強かったのではないかといったことであります。

それから、そもそも取得することが目的になりまして、本来、このPDCAサイクルを回して環境管理に関するマネジメントを向上させていくといったことの本質的な理解、これが必ずしも十分ではなかったのではないか。

それから、4番目が経営トップがISO14001を取ったという、錦の御旗を取ったということで、実際、それを機能するところに重点を置くべきところを、やや手を抜いてしまったのではないかというような問題さあります。それから、ISO14001 は先ほど言いましたように、不適合管理というのは当然含まれているわけでございます けれども、そういったものがきちんと機能するような仕組み、手続、体制ができていなかったのではないかといったようなこと等々の問題点が挙げられるかと思っております。特に参考では、最近ではCSRという形で、企業の社会的責任という観点から、環境問題に限らず、法令遵守、あるいは安全といったような問題について、いわゆるステークホルダー、地域の方、株主の方、さまざまな方からの関心が高まっている中で、このCSRの取組みをきちんと説明していくというような動きが出ているところでございますが、この環境問題についても、このCSRの1つの一部として取り組んでいくというようなことも必要ではないかというようなことで資料をつけさせていただきました。

以上、大変長くなりましたが、今回の個別の事案を踏まえまして、そこから推定されます課題、それから問題意識という形で整理をさせていただいたものでございまして、これを踏まえた御議論をいただければというふうに考えたところでございます。 石谷座長 どうもありがとうございました。

# 5.自 由 討 論

石谷座長 それでは、これから自由討論に入らせていただきます。

今までの事務局からの御説明を踏まえまして、自由に御質問、御意見をいただければと思います。本日の主題で1時間以上時間をとっておりますので、忌憚のない御意見を伺えればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、御発言のときには、もしお待ちの場合には名札を立てていただいたら、順次指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

関澤委員 鉄鋼の例がこの中に2つ入っておりました。F社の件がありましてから、私は先ほどの問題点の整理の資料を拝見していて、こういうのはやはり業界で何ができるかということも非常に大事なことなのだなというのが最近の実感です。特にこのF社の例を受けまして、鉄鋼業界では、連盟加盟のメーカーの全事業所をもう1回徹底して大防法に関わる測定データと自治体への報告データが本当に整合が取れているかどうか、あるいは各データの管理体制について、本当にこれでいいのかどうかという調査をしました。その調査の結果は、自治体への定期報告データは適切で、そのほか適切な管理体制のもとでデータが取り扱われていたということが確認されました。経済産業省にその旨、報告を行ったところであります。

同時にやはり業界挙げて一丸となって進んでいくということもありまして、もう1回委員会をしっかり作り直して、他業界を含めた情報交換、あるいは良い事例、悪い事例の事例研究、あるいは法令の解釈等々についても、業界としてできることはやはり業界でしっかりやろうではないかという意識で今、取り組んでおるところでございます。もちろんこれは個別企業も全部、例えば、新日鐵においても全事業所、全工場をもう1回チェックいたしまして、こういう期に何が本当にできるのかということを今、検討推進中でございます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

業界によっても大分差があって、特に鉄鋼業界の場合には、大手は比較的、数が少なくて、今、おっしゃったような対応がとりやすいと思いますが、参考になるところがあ

れば是非ほかの業界にもその知見を回していただきたいと思いますので、必要な場合に は、具体的な作業その他についても是非御発言願いたいと思います。

それから、問題提起でお話があった中でちょっと気になりましたのは、PDCAがうまく回っていないといった問題ももちろんあるのでしょうが、今回の事例では、データの改ざんというのが結構ありまして、データの改ざんがあると、システムがいくらうまく働いていても、そこへ上がる前で情報が切れてしまっている。こういったことは本来の趣旨からいうと、あってはならないといわれますけれども、現実には何件か起きていて、それがなぜそういう状況になってしまったのか。それから、性悪説か性善説かわかりませんけれども、どうすればそういうものを避けられるかといったあたりも現実には非常に重要なのではないかと思いますので、その点についても、もし御意見があれば是非伺っておきたいと思います。

それともう少し上位のレベルとしての全体としてのチェックシステムの在り方とこのデータ改ざんの2つが混同すると議論の整理が難しいのかと思います。マイナーな話ですけれども、まず入口のところを防ぐ手段を考えておかないと、いくらいいシステムができてもやはり難しい、そういうことも含めて御意見をいただきたいと思います。

兵頭委員 ただ今、先生がおっしゃったことを私も申し上げようと思っていました。

データの書換え、改ざんについて、いくつか事例をお挙げになっていらっしゃいますが、それはどういう原因があるのか、あったのか。例えば上層部からの命令か、改ざんした人の人間性に問題があったのか、その真相を究明しないと今後も起こる可能性が十分あると考えられます。私が住んでいる千葉県でも東京湾に面したところにある有名な鉄鋼メーカーで、汚染した排水を海に放流してしまった事件を県に届けることを怠け、後に県から指導されたことが新聞紙上に載りました。このような問題を起こさないための手段として、社会的制裁には問題の実情の情報公開だと思います。問題の企業が情報公開により、信用を失うことの重大さが、現在十分に生かされていないと思います。

今回、これらの問題の対応として、書換え、改ざんが行われた時の処置には、行政の厳しいチェックと第三者機関の設置と透明性のあるチェックのダブルチェックが必要と思います。

石谷座長 どうもありがとうございました。

社会的制裁というのは現実には起きていると思いますが、一般の人にはなかなか分かりにくいということかと思いますので、御意見として承っておきます。

新美委員 事故のケースを6つ報告していただいたのですが、それぞれの企業においては、環境管理を担当する社外取締役みたいなものは置かれていたかどうかということを1つ質問したいと思います。と申しますのは、リスク管理なり何なりというのは、やはリマネジメントの責任者がどのレベルにあるのかというのは非常に大きいところだと思います。特に企業の行動様式としては、数字にあらわれる生産といいますか、メリット、利益の追及には非常に熱心なのですけれども、こういったリスクというのは数値化するのは非常に難しいものですから、ついつい軽視してしまう。そういうときにトップの経営陣の議論の中で、リスクについての情報を、定性的でもいいのですけれども、どの程度活かせるのかというのは大きな課題だと思うわけです。

そういう意味で、いろんな環境管理の部屋とか部門が置かれているといわれておりま

すけれども、経営の意思決定にどれぐらい関与させられているのかというのが、少し疑問に思うものですから、そこで、この6社においてどういう体制にあったのか、教えていただけたらと思います。

山本環境指導室長 個別の経営トップ、すなわち環境管理担当の取締役がどの程度おられるかというのは今、手元に資料がありませんで、個別にはなかなか申しにくいと思います。ただ、この各社、共通的にいえることは、やはり経営トップという前に、現場での環境管理部門の体制が極めて弱かった、人員もいなかった。したがって、トップにそういう必要な情報が上がる前の環境管理部門の体制が極めて脆弱であったということがまず問題点として挙げられるかと思います。

そういう意味では、御指摘のように、この環境部門で生じました問題点を経営トップに投げて、操業優先なのか、環境保護をどう対応するのかといったような判断を経営トップが行う。すなわち現場で判断をするのではなくて、経営トップまで上げて判断をしていただくという体制が各社とも十分できてなかったのではないかというふうに考えられるところでございます。したがって、取締役がどの程度おられるかどうかについては、また後ほど次回でも御報告させていただければと思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

井口委員 先ほどのデータの改ざんの件ですが、確かにデータの改ざんを防止するというのは非常に難しい。いろんな条件があってなかなか難しいことだと思うのですが、直接その問題に対応するということではないのですが、少し気になることがあります。この資料5のまとめの中にもありますが、同一部門内での監査の不備だとか、工場内部の監査の不備と、監査ということが強調されているのですが、このやり方は非常に注意しておかないと、改ざんを助長すると思っています。それはすなわち監査が規制当局の代替を行うような形になってしまうとまずくて、工場内、あるいは部門内での監査というのは共に考えて、共に改善していくという姿勢でやっていかないと、これは向上していかないだろうというふうに思っています。

同じように、問題を起こされたいくつかの企業が対策として記述されていること、すなわち環境管理部を設立して、そこが工場の停止権限を持つという、何か規制当局的な機能を持たせてしまうと、逆にこれは工場に操業停止を避けるために現場の末端では、やってはならない改ざんというふうな行為が逆に起こってくるのではないかなという気がします。全体的にみると、工場内ではいかに自主的に環境改善を行っていくかということを助長する体制をつくってあげるという観点から、いろいろやっていかなければだめなのではないかと思います。

今度はひるがえってトップの方へいきますと、この論点のところでも書いておられるのですが、大多数といいますか、ほとんどすべてのトップの方たちは環境管理を重要視しておられると私は思っております。軽視されている方は決しておられない。ただ、その次のステップで、重要だから、次のレベルの方にしっかりやれということで任されている現状かなりあるのではないか。そのためにいろんな問題が起こってくる。そうでなくてトップレベルで、先ほどの話にもありましたけれども、自分たちの工場での環境の観点からのリスクはどこにあるのか、リスクが何であって、それを経営とのバランスでどういうふうに順位づけて管理するのかというところまでトップでしっかりと分析され、

方針を決められて、その方針が各工場、あるいは現場へ下ろされることでより明確な活動ができるのではないかなという感じもします。

石谷座長 どうもありがとうございました。

2点とも非常に重要な御指摘だと思いますが、ISO14001を取っている、多分この会社の大部分はそうだと思うのですが、そういうところでこういうことが起きるというのは私には非常に残念というか、不思議に思っておりますので、そういう点も含めて議論させていただきたいと思います。

郷原委員 資料4に6つの事案についての説明がいろいろ詳細には書いてあるのですけれども、どうもちょっとここに書いてあることだけでは、それぞれの事案の姿形というか実態が全然見えないのです。要するに遵法意識が欠けていました、体制が不十分でした、組織が十分に構築できていませんでしたというふうな話になって、金太郎あめのような感じで終わってしまっているのですけれども、それぞれやはり事案ごとに個性があるのではないか。もともとなぜこういうような改ざんというのが始まったのか、どのぐらいの期間続いたのか。その間の排出基準の超過というのはどの程度の規模であって、本来、適法な範囲の排出とどのぐらいそれがオーバーしていたのかというような事案の中身的なものがある程度見えてこないと、この事案に対してどういうふうに評価をして、なぜこんなことが起きてしまったのかということを考える上での材料にならないのではないかという気がするのです。いろいろ御事情もおありだと思うのですけれども、もう少しそこの辺の詳しい事案の中身についての説明をしていただけないかということと、その点を考えるにあたって、やはりこの問題というのは、2つの側面から考えてみる必要があるのではないかと思います。

1つはほとんどの事案が測定データの書換えを含んでいますので、測定データの書換えが行われるとなぜいけないかというと、やはり大きな理由として、当局、環境管理を行う行政当局の指導が適切にできなくなる。そういう行政作業を阻害するというような意味が1つ。それともう1つは、実質的に環境に悪影響を与えるような排出が行われる。この2つの問題があると思うのですけれども、どうもこの2つが若干ごっちゃになっているのではないかという気がするのです。

それとちょっと気になるのが、資料5の3ページの の1の2つ目の中に測定データを改ざんし、基準値超過を隠蔽していたF社は、再発防止策として約270億円の投資を迫られることになったと書いてあるのですけれども、これは改ざんをしていたから再発防止策をしなくちゃいけなくて、余計な270億の投資を迫られたのか、改ざんをしてなかったら270億の投資をしなくてよかったのか。それとも改ざんをしていたがために投資の規模が大きくなってしまったのか、それによって意味が全然違ってくると思うのです。そういう意味で、実質的な問題と、形式的な問題を分けて考えないと問題が見えてこないのではないか。それによって、この事案の中身でなぜ隠したのか、なぜ改ざんしたのか、そのときの当事者の判断はどういうことであったのか。それを突き詰めていけば、そういった行為を放置することになってしまった組織全体の在り方、問題も見えてくるのではないかという気がします。

石谷座長 どうもありがとうございました。

この辺はワーキングでは相当詳しく議論されたのだと思いますが、今の件について室

長何か。

山本環境指導室長 個別の改ざんのデータの関係でございますけれども、基本的にはやはり継続的、反復的にデータ改ざんが行われたケースが多数見られます。大体数年にわたって改ざんがなされていたというようなことがあるかと思います。そしてそのデータの改ざんも、やはり環境基準を超えそうなときに、その数字を書換えるということでございますので、大変大きな超過が連続的に長期間にわたって発生しているというよりも、工場の運転の操業の変更でありますとか、あるいは装置の設定条件が変わることによって環境基準を超えるようなケース、不適合状態が場合によっては生じる。そういったときに改ざんが行われたというようなケースだというふうに考えられます。したがって、大量のばい煙がもうもうと出てきたというような状況では決してないというふうに考えております。恐らく基本的には、工場のこういう設備は環境基準に適応するように設計をされ、運転をされるはずでありますが、確かに操業上のいろんな条件設定を変更することに伴いまして、当初の条件が異なることによって環境基準をうまく満たせないというような状況が場合によっては発生するケースがあったのではないかと考えられます。

したがって、そういう条件設定を変更することに伴いますそういう不適合な状態があったときに、どう対応するかといったところについての対応が不十分であり、それを対応しようとすると、工場を止めたり、あるいは担当者の負担が大きくなるということでデータの改ざんをして、問題がないようにしてしまったというふうなことが考えられます。それから、最後のF社の対策の関係でございますが、特に測定データを改ざんできないようにということで、自動計測装置を入れ、なおかつシステム上、人的な行為が入らないような形で新たにシステムをつくり直したというようなところで、いろんな設備投資が行われたというふうに報告されているところでございます。その他のいろんな対策が講じられてございますけれども、そういうような形で、結果的には改ざんができないよう、非常に重いといいますか、大きな投資が結果的には行われたというようなところでございます。

石谷座長 まだいろいろ細かい御質問もあるかと思いますけれども、また、適宜御質問いただければと思います。先ほど申したように私が最初に気になったのは、事故なのか、それとも定常的基準超過なのか、そういったところがはっきりしないのではないかという点です。今の話は、設計上といっても、定常時には恐らく出ないが、日定常状態、設定変更とか、過渡的に出るような形が設計上、認められているというのか、そうなっていたように見えます。それをもって異常と見るのか、あるいは、それは認められるのかどうか、これは自治体の御判断にも関わる話だと思いますが、公害防止法を見ますと、継続して基準値を超えた場合にはと書いてあって、継続してないと即罰則ということではなさそうに見えます。そこのところをどう解釈するか、それもやはり程度問題だと思いますが、そういった事例は細かく見ないといけないかもしれません。必要な場合には事務局でもデータを掌握しておられると思いますから、改めてお聞きいただきたいと思います。

椿委員 私もマネジメントシステムスタンダードISO14000シリーズの立ち上が りのころから規格の審議に参加していたので、本来、マネジメントシステムスタンダー ドというのは、企業がやるべき規則を、うまい下手というよりは、あるべき規則という ことを知って行動してくださるということだったと思うので、認証取得している企業が データの改ざんという極めて基本的なルール違反を犯すというのは大変遺憾な事態だと 思います。

ただ、一方で、先ほどから御報告があったように、ISO14001の中で、認証とか第三者監査といっている部分が本質的なのか、本来、企業の中でPDCAの仕組みをきちんとつくっていく部分が本質なのかを計るときに、先ほど井口委員も御指摘がありましたけれども、企業の活動が認証取得なり監査という、そのチェック(C)の中の一形態のところに余りにもウエートが置かれ過ぎたという現状は、極めてゆがんだ形での運用になってきていると考えます。

一方でグローバルスタンダード、国際的なマネジメントシステムが導入される以前に、日本のマネジメントシステムは企業の中に保証の仕組みをつくっていく、監査という点は弱かった、透明性は弱かったかもしれませんけれども、仕組みをつくって議論してきた。例えば、先ほどのデータをどう取るかということに関していえば、旧来の品質保証体系ないしは品質管理の方でいうようなQC工程図の中では、測定者と決定者という概念は完全に分離して管理するというのが当たり前だったと理解しています。もちろん測定とか決定という話は、これは監査というよりは日常業務の中に、そもそもそういうチェック機能、非常に早く回るPDCAが存在しているということだったと思うのです。こういうもともと仕組みがあった時代で、それが回っていた時代というのはそれなりの強い品質保証が実現できていて、この品質保証的な部分が環境に対してもそれなりに、もちろん公害防止管理者制度のようなプロフェッショナルな方がいらっしゃいましたから、一連の機能を果たしてうまく回っていた時代があったと思うのです。

ですから、むしろ先ほど14001のPDCA自体が悪いというよりは、むしろバランスを失したことで、少し問題が出てきたのかなと思います。

今のISO環境マネジメントシステムをきちんと入れることは、システムがきちんと入ってなかった企業にとってみれば、PDCAを知ること自体、それなりの価値があったことだと理解しています。しかし、それ以上に現場がある問題に対してある種の活動できる科学的なメソッドを持っている。測定の精度をきちんと上げていくとか、測定の方法をサンプリングなんかもきちんとやっていくという一連の力を持っている、技術力を持っているということ、さらに現場がそれなりに、そういう科学的活動に対してモチベーションがあって動いているということが重要ではないかなと思うのです。

今回の事例の場合、データの改ざんをすることに関しては、そもそも正しいデータを上げるモチベーションがなかった。このまま出口管理だけをさらに厳しくすると、見つかったから悪いというような方向にすら誘導する可能性があるわけです。昔、品質管理を始めた時代は、やはり故障とか、不良というのは隠すということが現場の中であったのだけれども、むしろ不良とかが起きたということは人の問題ではなくて、システムの問題だということを認識していただいて、不良が起きたら、むしろそれがチャンスになっているのだから、改善の起源になるということで、不良が起きたらペナルティをとるのではなくて、むしろそれを見つけてくださった方というか、そういうものがシステムで発見できたということに関して報奨を出すくらいが本当なんだということをかなり大先輩の先生方は言っていました。そういうデータが正しく出てくるようになるまでクオ

リティーの世界でも相当時間がかかったというような話をいろんな先輩の方々から伺っているのです。

環境も、恐らく公害が非常に大きな問題になっていたときに、やはり隠すよりはきちんと何が問題で、何が原因でどうだったからということを現場自体が見つけてくれる力を持っていた時代があるのではないかと理解しているのです。その現場に対して出口管理をやらせるよりは、何でこんなことが起きたか、先ほどからも議論がありましたが、原因は何で、原因のどこを押さえればもっと水質の基準に対して貢献できるのかという、同じPDCAでもネガティブな方向でなくて、ポジティブな方向へいくような制度とか仕組みとかを入れていただいて、現場を徹底的に改善していただきたいし、そのために先ほどから諸先生方から議論があるように、トップの役割とかリーダーシップというのを充実させていただければと思うのです。

非常に一般的な話で大変恐縮でございますけれども、以上でございます。 石谷座長 どうもありがとうございました。

私は昔、ロケットの開発研究に参画したことがあって、故障、失敗を経験、克服することがノウハウだということを感じておりましたが、一方で不確かな推定で騒ぎになると困るので明確に判明するまで隠せるものは隠そうなどという意見もありました。この問題は、先ほどの問題提起にもあったように、そこのチェックの話と、操業自体を止めるかどうかということをそういった状況を監視する公害防止担当者がその結果まで考えてしまう日本的特殊性もあるのかという印象を受けます。他方でISO規格そのものが欧米流の自己の責任範囲内の行動を前提にしたようなところがあり、その辺も日本の社会に適合するかどうかという問題もあるのかという疑問をここで書かれたのではないかと思っています。

新美委員 今の椿委員のお話にも関連するのですけれども、私の意見としては、参考資料5の3ページあたりですが、公害防止管理をどう機能させるべきかということで、ここでは単純に操業継続と環境保全との比較考慮だというのですけれども、こういう考え方だけでは必ずしもうまくマネジメントはできないのではないかと思います。

というのは、どうしても環境リスクというのは、先ほど申し上げたように数値に出てきませんので低く見積りがちです。ここでF社の例があって、270億円の投資を迫られたといっているのですが、私はこれはまだ少ないと思っています。端的に申しますと、このケースはたまたま政治的な配慮で小さく納めたわけですけれども、通常ならば、産業廃棄物処理事業者の免許を取り消されるという事態がその後に生じるはずです。そうすると業務の最終工程が機能しなくなりますから、全社操業ストップになるはずです。同時にこの会社の廃棄物処理施設も免許が取り消されることになるはずです。この会社の取締役が他の企業の取締役を兼ねていますと、そちらの企業も産業廃棄物処理事業者の許可が取り消されるわけです。そうなった暁には、270億円程度の損失ではなくて遙かに大きな損失になるはずです。

そのように、環境リスクという言葉にちょっとごまかされていて、ビジネスリスクとしても非常に重大な問題となるわけです。環境リスクという側面は当然として、企業経営としても環境保全にかかるビジネスリスクという側面をもどう考えるのかというのが重要ではないかと思います。アメリカなんかでは、これがまさに問題となっていまして、

環境ビジネスというものが盛んになっています。今申し上げたリスクを経済的に評価したらどうなるか。環境リスク・イコール・リーガルリスク・イコール・ビジネスリスクということで、同じ問題を多方面からリスクとしてとらえるようにしているわけです。 日本はその辺のリンケージをさせるところが非常に弱いという気がします。どうしてもリスクというのが小さく、小さくとらえられてしまう。その辺を公害防止管理ということを考えるときにはとらえ直す必要があるのではないかという気がいたします。 石谷座長 どうもありがとうございました。

山次委員 私の場合は、環境部所属ということで、ISO14001の認証取得を推進する立場で、工場からスタートしまして、本社機構、現在は営業というふうに展開しています。全社的に環境を意識するという意味で非常に価値観が変わりつつあり、そういうことで非常にいいなというふうに感じているわけです。今回、ISO14001を取得したにもかかわらずということがあるのですが、ISO自体は、要するに書類審査による環境管理のシステムですから、内部審査員、あるいは外部の監査委員、そういうのがおられますけれども、書類自体が数字が改ざんされていれば、チェックはできません。

ただし、この考えの基本は、環境に対して非常に細かく配慮して、どういう影響を及ぼすかを考えようということです。このシステム自体がPDCAということですから、結局今回のそういう問題も、また加味して、広がっていくと良い方向にいくのではないかというふうに私は思っています。

この様なシステムは、認証取得により完了ではなく、一人ひとりがそこまでいくには かなり時間がかかるのです。ですから、今、ようやっとそういうところにきたのだとい うことで、このシステム自体は非常に良いものだというふうに私は感じております。

本社の環境ということで考えますけれども、現場の担当者は、このデータ改ざんのとき非常に悩んでいたというふうに思います。気楽にできる話ではありませんですし、定常の数字から異常にいく間に非定常的なものが必ず出てくるのですが、そのとき、相談相手、そういうものがいないと、どんどん慣れていってしまう。そういう意味では、資料6の本社管理部門という、ここら辺がかなり重要かなというふうに私は思っています。基本的に環境は工場単位で全部処理しなければいけないのですけれども、やはりその小さい単位ということでなくて、もっと大きいところで、担当者のチェックということもありますが、もう1つは悩みを聞く、相談相手になれるという、そういう立場がもう少ししっかり機能できるようなシステムが必要かなというふうに思います。

先ほどの井口委員のお話にもあったように、本当にこういう短期的なPDCAがこういうデータ改ざんを導いているおそれもあるという話だと、長い目で見ればそれ自体が制度のPDCAで改善されるのでしょうが、その辺も十分留意する必要があるかと思っております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

岩渕委員(代理・伊藤) 愛知県庁の伊藤でございます。私からは、自治体からの状況と申しますか、自治体での現地の規制の状況を御紹介しつつ御意見を述べさせていただきたいと存じます。

愛知県でございますけれども、ばい煙発生施設ですとおおむね9,000施設、水質汚濁 防止法の特定事業所ですとこれも約1万事業所がございます。それらに対しまして職員 おおむね100名を配備いたしまして、県下全域で規制指導に当たっている状況でございます。

先ほどの資料3でございますけれども、資料のとおり様々な変遷があって現在に至っ ていまして、第1期の昭和50年代の前の方は、規制的手法を中心として国の御指導を受 けながら、各工場、事業所に規制指導にあたっていました。もちろん命令等もその当時 は非常に頻繁に出している状況もありましたが、以降、ここの資料にもありますように、 2期、3期となりまして、さまざまな環境問題が展開しているという状況の中で、規制 的手法一辺倒ではなくて、枠組だとか、経済的な手法等々自主的な取組みの高進を目指 して私どもも進めてまいったという経緯がございます。全体といたしまして、私はこの 枠組が非常に機能していて、本県におきましても、環境基準の達成率等非常に良好なも のになってきているという状況の中、今日の事例紹介にもありました1例が本県の事例 でございます。こういった改ざんが出たということを省みますと、私ども現場での立入 指導は、たくさんの業務を昨今抱えている状況の中で、工場へ立入指導を行いますけれ ども、まさに現場の関係の方々に直接お会いしてチェックさせていただいてます。その ときも行政としても当然費用対効果等効率的なものを求めておりますものですから、一 覧表等でチェックすることも多うございます。 そういった中で改ざんがあったというこ とでございまして、私どもこれからの自治体といたしましても、まずは、この枠組を十 分活かしていく。せっかく構築されている枠組でございますものですから、現場といた しましては、この枠組の中で、ややもしますと公害防止管理者という方々が現場の私ど もの行政指導の中では埋没しているきらいがありますが、まさに現場の担当者の方々と 直接お話することが多うございまして、統括的に管理される方々との接触が少ない場合 もあるものですから、これからは各々の施設、施設の規制指導の対応状況をチェックす るのは当然ですが、その工場、事業所におきます管理体制のチェックも私どもとして新 たにこれからの課題になるのかなというような気がいたします。現場からの情報といた しまして、御報告かたがたお話し申し上げました。

石谷座長 どうもありがとうございました。

関澤委員 今のお話にちょっと、これは企業サイドからの見方なのですが、この環境管理問題というのは、これが非常にきちんとうまくいくためには、やはり基本は今、自治体の方からお話があったように、環境規制の趣旨とか、内容とか、そういうのを現場のすみずみまで熟知しておくというのは本当に大事なことなのですね。ところが現場の声を聞いてみますと、数が多い上に、また、法令、条例、それから協定といろいろありまして、しかもそれは都道府県によって上乗せもある。こういうこともありますので、やはりそれをきちんと理解していくということに結構追われているところも実はあるというのが実情だろうと思います。

だからそういった意味で、やはり是非そういったところを、これはこの中にも書いてありますが、コミュニケーションをよくしてきちんとやっていくというのは当然のことでありますし、企業自身も非常に努力しないといけないと思っておりますが、同時にやはり自治体におかれても、できるだけわかりやすい解釈というか、事例とか、そういうものを整理していただければと思うわけでございます。

それともう1つ、この中で先ほどの資料の中でも、例えば水質関連だけでも7,000件

も行政によるいろいろな指導があるようでございます。先ほどどなたか6、7事例だけではちょっとよくわからないということもあったのですが、私も全く同感でございます。7,000件全部あたる必要は毛頭ないと思いますが、今後の検討の中で、行政指導とか行政処分がこれがどうしてこういうのが起こったのか、もうちょっと事例を分析していったら、わかりやすい原因が出てくるのではないかなと思います。特に事案の中身もさることながら、その時代の背景というか、そういう条例などが出た背景、その辺も踏まえて、この7,000件のうちのいくつか拾い出して事例をよく交互に見ていけば、恐らくなぜこういったことが起こったのかということの1つの手がかりみたいなのがあるかもしれないという感じがしましたので申し上げました。

石谷座長 どうもありがとうございました。

新美委員 私はISOの14001など、結果の方から見ると非常によくできているとは思うのですけれども、私の大学を例にしますと、ISO14001を取ってはいますが、大学の活動の中でどういう形で環境の問題に関わっていくのかについては十分分析していないものですから、あとになって、いろんな失敗例というか問題事例がいっぱい出てくるわけです。ISOの認証というのは、結果論だけのチェックはできるけれども、それぞれの企業ないしは事業体にとって、その特有の事業とどうからむのかというのは十分にこなされていないのではないかというふうに感じます。

ですから、ISOの認証を取る場合には、やはりそれぞれの事業主体が自分のところの活動をもう少し立体構造的に分析して、その中での取組み方を少し戦略的ないしは戦 術的に分析していかないと、うまい管理はできないのではないかと思います。

例えは良くないかもしれませんが、環境管理というのは、ある意味で人間の体でいくと健康管理みたいなものだと思うのです。そこに出てくる数値データが合っているからいいというものではなくて、人間のどういった機能が、どういうふうにおかしいからこういう数値になるのかということをやってはじめて健康管理になると思うのですが、環境管理もそれと同じようなところがあると思うのです。

そういう意味では、各企業、各事業体において構造が全然違いますので、そういうどこから異常が出てくるかというのは必ずしも共通項は出てこないのですけれども、そういう取組み方をしていく必要があるのではないかというふうに思います。

ですから、単に最終的な結論におけるチェックだけではなくて、活動そのものを見直 していくという、それでISOをどういうふうにクリアにしていくのか、そういうこと がやはり必要になるのではないかというふうに思っています。

石谷座長 どうもありがとうございました。

今のお話にも関連しますが、先ほど関澤委員もおっしゃったように、事例から学ぶところがあるかというのは、これは前回からもずっと議論されておりまして、今日は最近の大きな事例をあげられたわけです。もっと多数の事例から具体的な対応策に通じるような事例がもしまとめられるようでしたら、ワーキンググループを通じて是非そこも進めていただきたいと思いますが、この件に関して今、何かお答えいただけるところがありますか。

山本環境指導室長 また個別具体にはどうするか検討させていただきますが、こういう 環境問題の良い事例、悪い事例、そういった事例をもう少し集めまして、この検討に資 するような形の資料を提供させていただければと思っております。この下のワーキングでも、そういう検討を今やっておるところでございますので、そういったものもまた御報告できればと考えております。

石谷座長 全体に御意見を伺っていて、やはり問題が幾つかに分かれておりますね。 志々目委員(代理・久能) 千葉市の久能でございます。私の方から、行政のことに関 して意見を述べさせていただきたいと思います。

私ども届出が出た段階に、未然防止という形でまず審査いたします。それで基準が守れないときがございましたら、計画変更命令とか、先ほどございましたけれども、そういう形でやっておりまして、通常の施設ができた段階で一度確認はいたします。それから、立入検査を行いまして、その結果に基づきまして、例えば水質汚濁防止法であれば排水基準の基準がございますけれども、その基準を超えた場合につきましては、私ども行政措置に係る運用方針というものを定めておりまして、それに基づきまして1つはすぐ法律に基づく改善命令でなくて、まず注意、それから指導、勧告、改善命令、一時停止命令とか、そういうような措置をとっている状況でございます。

それから、事業者とのコミュニケーションの円滑化、進化について、1つの事例といたしまして、私ども昨年、事業所の排水問題が生じましたわけでございますけれども、これにつきまして、法律に基づく行政措置を行ってきたわけでございます。その中で通常、排水基準を遵守するためには、計画書を出していただきまして、それに基づき対策を講じ、対策完了後にうちの方が確認をしております。今回の事例につきましては、施設の構造、対策等について行政で審査するには非常に難しい部分がございましたので、うちの方に環境審議会という組織がありまして、その下部組織に、この計画書を市が審査するにあたりまして、専門的な立場から審議、検討をして、助言をいただくために専門委員会を設置いたしました。専門委員会につきましては、公開で行われましたので、企業から提出される資料につきましても公開することで事業者の間で合意をとることができました。専門委員会につきましては、報道関係者、それから傍聴者同席のもとで行われましたので、提出された資料につきましてもすべて公開という形で開催され、委員の皆様に審議、検討していただきました。

通常、施設の改善につきましては、従来はこれしかないという対策しかなかったのですけれども、今回は複数案を用意されまして、その有効性について技術的な立場から審議、検討を行ってもらうという、企業の方もそういう姿勢でございました。

こういうことからわかりますように、専門委員会開催決定以降、企業におきましては、公害防止管理に対する意識が以前と変わりまして、公害の未然防止に関する企業からの相談件数が増加したことはもちろんですけれども、自治体と事業者間のコミュニケーションの円滑化、進化が進んできたものと思われます。

ということで、こういう自治体のメリットとしましては、行政として最新の知見に基づく委員の先生方の意見を聞きながら進めていくことができること、それから、企業としてのメリットとしましては、企業みずからが設置した委員会ではございませんので、正当に評価されるという利点がありまして、企業としても積極的に活用したいという意向であると認識しております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

特定の事例にこだわるのは余りよくないのですが、今までのいろいろなお話を伺っていまして、広い意味では、こういう事件が全体を改善していくという、さっき山次委員のおっしゃったPDCAがかかっているのかもしれませんが、やはりこういう事例が起きるのは余り好ましい話ではありません。起きてからの対応というのは今、お話を伺ったとおりだと思うのですが、その議論の中で、どうしてこんな問題になってしまったのかというような議論というのはございましたでしょうか。

志々目委員(代理・久能) うちの方もそこまで、企業の方にいろいろ話はお聞きしたのですが、そこまでつきつめることができなかったということです。

石谷座長 ありがとうございました。

岡部総務課長 不適正事例をどうやってつぶしていくかということを考えるにあたって ちょっとアナロジーなのですけれども、航空機事故の世界なんかですと、事故に至らな い「ヒヤリ・ハット」したいわゆるインシデントというのは実際には多数発生していて、 ただ、インシデントがどういうものであるかということは、行政当局にはなかなか情報 が得られない。そこは従業員にとっても、会社にとっても、当局や株主にマイナスにな るような情報というのはなかなか出にくいものですから、そうすると、いろんな問題事 例をどうやって集めるかということについて、もちろん行政として自治体も含めて努力 はするべきなのですけれども、実際に問題の所在を解明するメカニズムについて、航空 機なんかですと、第三者機関が実際に現場にいる人から話を聞いて、それを少し抽象化 して、その対策に活かしていくという少し迂回的な情報入手をしているわけなんですが、 ひょっとするとそういう問題の所在を解明するにあたっての要因をつかむために、今の 行政なり、あるいは会社の経営陣がそれを見ていくということだけで十分かどうかとい うところはひょっとしたら問題があるのかなというふうに思いまして、もしそれが民間 企業のお立場なんかで、それで今で大丈夫だということでいいのですけれども、少しも し何か実際に、では個々の事例において、なかなか会社の中枢に情報が上がりにくいと ころをとる方法はないかなというふうなことを感じましたので、もし何かあれば教えて ください。

石谷座長 奥寺委員、どうぞ。

奥寺委員 はじめて参加させていただきます、プレス工業会の安全委員長をおおせつかっています奥寺と申します。プレス工業会は3K産業として厚生労働省から指定され、22年ぐらい前から全国で安全大会を啓蒙しようということでやってきました。2年ほど前から安全と環境は一体だという考えで、私の提案で、3年前から名前を安全・環境大会と銘打って3回目となります。ことしは名古屋で行うのですが、今日は大変いい勉強をさせていただいております。私は、現在、組織率という問題で、全国に何軒我々の業界の仲間がいるのかはっきりつかめないという悩みがあります。役所に聞くと、そういうものは公開できないということで、一方で啓蒙しろという指示を受けているのですけれども、啓蒙するために我々のアウトサイダーの方をインサイダーの仲間に入れて大会を行いたいと思ってお願いするのですけれども、それは公開できないという話です。我々当初は1,300社ぐらい全国に仲間がいたのですが、それが今、約半分になっているのです。時代背景だと思うのですけれども、この環境の問題にしても、そういう面で啓蒙するにしても、非常にそういう組織率の問題とかいろんな難しい問題がありまして、

こういった問題を含めて役所の御指導といいますか、やれということで我々もインサイダーでやっているのですけれども、事故の多いところは比較的アウトサイダーで、仲間がいない。安全でもほとんどそうだったのですが、多分環境でもそのような形になるのではないかと思っています。この辺ほかの業界はどうなっているかよくわかりませんが、こういった問題の指導の在り方といいますか、役所の方針、国の方針というものをもう少し明確にして、我が国の環境を守る方針、安全を守る方針、明確な方針をもう少し打ち出したらどうなのかなというふうに考えております。

それから、あめとむちということでは、我々、安全大会で3カ年の災害がゼロの場合、表彰をしております。我々の工業会の名前の表彰ですけれども、それをもう少しランクをあげて、例えば環境大臣だとか、あるいは経済産業省大臣の名前でそういった全国大会で特に優れた3カ年とか、5カ年とか、10カ年とか、いろいろ審査の仕方があると思うのですけれども、表彰があればと思います。それから厳しさももう少し加えなければいけないし、それに対しての線引きといいますか、業界ごとに違うと思うのですけれども、そういったものをきちんと考えなければだめなのかな、こんなことも考えていまして、是非そういった勉強もしますが、役所の支援といいますか、指導をお願いしたいなと考えているところでございます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

前回、この委員会が始まる前に副大臣からのごあいさつがあって、やはり自主的に改善されていくことが望ましいけれども、それで無理であれば、やはり今、おっしゃったむちが出てくるというようなお話もありまして、どちらがより適切かという議論をここで進めることになると思うのですけれども、業界によっても大分状況が違って、今の最初の鉄鋼のお話と、プレスといったように、非常に裾が広がっていて、はずれるところがどっちかというと問題を起こすというようなところと、対応はそれぞれ議論しないといけないと思っております。そういった意味で、また業界特殊な事情がありましたら、是非御発言いただきたいと思います。

先ほど岡部課長から、こういう事例をチェックするために何か問題があるのかどうか といったようなことについて、何かもし御意見がありましたら承っておきたいのですけ れどもいかがでしょうか。また、追々そういう件に関して御意見がございましたら伺っ ておきたいと思います。

関澤委員 資料4の事例の中で、今の話とちょっと違うのですが、1つだけ確認しておきたいというか、申し上げておきたいのは、この環境管理部門に操業停止等の指導権限を与えるべきか、そうでないのか。こういう問題があるのだと思うのです。これを見ますと、ちょっと読み過ぎかもしれないのですが、みんな環境管理部門に操業停止等の権限を与えないといけないと見られてしまうと思います。公害防止管理者法では、やはり公害防止統括者というのが要するに生産停止の権限を持つことになっておるわけで、これは例えば私どもの製鉄所でいきますと所長とか副所長が判断する。だからそういう権限を例えば環境管理の責任者に与えるというのは、これはあるとは思うのですが、ただ、この辺はちょっとよく議論しなければいけない問題ではないかなと思うのです。これは鉄業界の中でもこういう話をしているのですけれども、会社によって大分違う。なぜかというと、安全だとか、生産の事故とか、そういった別の観点からの停止命令というの

もあるものですから、若干高いレベルでチェックするというところもあるのです。だから場合によっては、その辺は必ずしもこれだけではない、こういうことではないかと思います。

石谷座長 まさにそういう議論をしていただきたいということでこの資料を用意されたのだと思いますが、おっしゃるように、環境管理部門が操業を停止するかどうかというのは別の話であって、ただ、環境の問題から、そこを管理している担当者がそこを改善できるかどうかという権限がないとどうしようもない。先ほどから問題になっているパイプ、情報が伝わるかどうかという話が非常に重要だと思いますし、もう1つは、その前にデータ改ざんがなされてしまうと情報も行かないという点を分けて議論していかなければいけないかと思いますが、これについては山本室長、何か。

山本環境指導室長 必ずしも環境管理部門に権限をすべて与えるということではなくて、むしるこういう不適合が発生した場合について、現場担当で判断するのではなくて、経営トップまで含めたところに情報が上がり、その中できちんと対応策を御判断いただく、そういう体制が必要ではないかということの問題意識でございます。

井口委員 先ほどの「ヒヤリ・ハット」の事例が上がるかということとも関係するのですけれども、関澤委員の方からありましたように、環境に関する条例、非常に複雑で、我々仕事上、いろんな産業にかけられる守るべき法令などを勉強させてもらったりしていても、本当にわからないというか、覚えられないのが現状です。

今回のこの検討会の中では対象外だとは思うのですが、どこかの場面で、行政サービスとして、いかにわかりやすい規制をつくるかということはもう一度やはりこの公害防止体制を確実に作るという方で、企業側の努力と、行政側、規制側の努力の2つが適切でないとうまくいないだろうなと思います。

その中で行政側の1つの検討項目として、確かにこれだけ守ってもらわなきゃ困るというのは規制として数値を出すべきでしょうけれども、もう1つ、情報公開をすることで規制はしないという項目があってもいいのではないかな。その情報公開というところで、ある意味では具体的な「ヒヤリ・ハット」というのは見れないかもしれませんが、企業がどういうふうな数値といいますか、動きをしているかが把握できるような何かいい工夫ができないかなという感じがしております。

石谷座長 どうもありがとうございました。

非常に有効な方法の1つではないかと思います。

新美委員 今の御意見とかなり似たところがあるのですが、個別ケースで「ヒヤリ・ハット」の報告とかを集めることは大事ですが、各企業がそういったデータを集めたときに、どういう行動をとるのかというシミュレーションをいくつかの企業でやっていただくとありがたいのではないか。「どういう意思決定するか」、あるいは「どういう対応をするのか」。例えばこの6事案がありますけれども、それぞれのケースを想定して、自分の会社だったらどういうことになりそうなのか、そういうことを考えてやると、管理というのがどうなるのかというのが見えてくるのではないかと思います。

石谷座長 どうもありがとうございました。

資料 6 の両極端なんか非常にはっきりしている、これはちょっと極端だと思いますが。 篠原委員 私はコミュニケーションといいますか、情報がどれぐらい出てくるかという

ことに関して申し上げたいと思います。先ほどの安全に関する「ヒヤリ・ハット」は、 どこの企業も恐らく現場で働いている人の声をいろんな仕組みで吸い上げているはずで す。その中で、労働災害に結びつくような事例があれば、設備的な改善も含めて改善し ていく、そういう企業は大変多いのだろうと思います。私どももそういうことを随分熱 心にやっているのですけれども、今回のような公害防止という観点からしますと、やは り監査体制をちゃんとしなければいけないということであります。前回、私が申し上げ たように、社内でかなりの監査体制、チェック体制を敷いております。先ほどの井口委 員の意見で、あんまりやり過ぎるとかえってそれを隠すのではないかという意見もあっ て、非常に悩ましいところですが、データといいますかいろんな事実が実際の現場の担 当者からその上の管理者、その管理者から事業所の責任者に上がってくる形がどうした らできるかというのはかなり重要な問題だろうというふうに考えています。規制をすれ ばするほど隠そうという人間の心理みたいなのがあるのですけれども、人間の心の問題、 さらには企業の文化・風土の問題になってくると思います。私が企業の中でも、どうし たらいいかということを常に考えているわけですが、先ほど千葉市がおっしゃいました ように、企業とのコミュニケーション、要するに社内でのコミュニケーションに加えて、 企業と行政とのコミュニケーションがどれだけできているかというのが非常に大きな改 善のステップではないかというふうに考えています。

いろんな仕組みをつくりながら、千葉市では相談件数が増えてきたというふうにおっしゃったのですけれども、私にとっては行政への相談が増えることが非常に重要ではないかと考えております。変な話ですけれども、通常は公害規制値の中に入っているけれども、一時的に規制値から外れたときに、私どもは必ず行政に届け出ろといっているのです。届けた上でその事実を説明した上でいろんな相談をしてこいということを言っております。行政とのコミュニケーションがフランクにできるような状況ができれば、企業と行政の間のコミュニケーションに止まらず、企業内での事業所長から末端の現場の人とのコミュニケーションに止まらず、企業内での事業所長から末端の現場の人とのコミュニケーションも改善されることになるのではないでしょうか。その結果、いろいろな情報が上がってきて、いろいろな不具合が表に出てくる。それが改善の手段になると考えています。今後、いろいろな情報がどうやって出てくるかという観点から、先ほどの行政指導の中身を少し解析したらどうかというような御意見もあります。相談した結果、こういう行政指導になったのか、隠してこうなったのかよくわかりませんけれども、表にできるだけ情報が出てくるような形が出れば、本音の話ができるのではないかと思います。

石谷座長 行政も人員削減とかいろいろ大変だと思いますけれども、今、おっしゃったような方式というのは最終的な目標がはっきりしていると非常にプラスになるかと思いますので、その可能性も含めて議論していきたいと思います。

小島局長、何か。

小島産業技術環境局長 大変貴重な御意見をいろいろありがとうございました。

これからいろんな対応を考える上で、いくつか今までの分析とは違う切り口で整理していかなければというのを痛感しているわけでございます。今までの御議論、あるいは今日、資料4で6社の事案の分析というのを見せていただいて、感じたことを申し上げさせてもらいますと、冒頭に申し上げましたように私はこれを27~28年ぐらい前に担当

していたこともあって、ある意味では愕然とした。それはここ10年、特に安全とか環境というのは企業にとっての経営上のリスクの最大のものになっていて、場合によってはブランドイメージ、あるいはさらには企業の存亡自体に関わるというような時代に入っているわけでして、そのときに、先ほどの資料4にあったような上部にこういう重要な対応ができてなかった。あるいは上部の監督が必ずしも十分でなかったとかというのを見るにつけ、非常に違和感といいますか、ショックを覚えたわけでございます。

それから、この中の議論でも出ていましたけれども、一方でこういう対策を考えると きに、これは郷原先生の方が御専門なのですが、規制の遵守というか、法令の遵守とい うのにちょっととらわれ過ぎているのではないか。もっと根本に立ち返って環境対策、 公害防止をどうするのかということを企業の中で取り組まないと、末端の、先ほどの井 口先生の話では監査し過ぎると隠すとか、データ改ざんにつながるというのも、そうい う出口のところだけを気にし過ぎているところに原因があるのではないか。そういうこ とを思っていたときに、前回、1回目の資料で、昭和46年に、公害防止組織の整備に関 する法律ができたときの報告書があるのですが、これは私、当時もものすごい先進的な 仕組みだなと思って感心したので、もう一度こういう原点に戻る必要があるのだなとい うことで、少しそこのところを読ませていただきますと、「従来、公害防止に取り組む 事業者の姿勢は、法的規制、社会的責任の追及という外部からのインパクトによって強 制されていた面が強いが、これらの外部的なインパクトによって期待される効果には限 界がある。したがって、公害については事業者がその発生源対策について最もよく知り 得るという観点にかんがみると、事業者は内部からの自発的な意思によって公害の防止 に取り組む積極的な姿勢を確立することが最も肝要である。このような観点から、公害 防止の実をあげるためには、その経営理念において公害防止を企業経営の不可欠の要素 と考えるようにしなければならない」云々と書いてあって、その時代においても、いろ んな公害管理組織をつくっている企業や工場で、その組織が有効に働いている場合と、 そうでない場合があるが、おおむねトップマネジメントが公害防止に熱意を持っている かどうかによって差があらわれているようであるとし、その公害防止管理体制の基本は トップマネジメントから各管理者、さらには一般従業員に至るまで公害防止の重要性を 十分認識して、総力を結集してやる。それから、御指摘のあったように、この仕組みも 当時としては画期的だと思うのですが、工場長とか、所長に公害防止統括者という権限 を与えて全体を管理する。単に末端というか、出口のところを管理する人だけではなく て、統括管理者に権限を与えてやる。それから、地域とかの、今の言葉でいうリスクコ ミュニケーションみたいなものをやる必要があるということが、昭和46年、今から35年 前の報告書に書かれているのがそういう制度づくりになっている。それから見ると、先 ほどの6社の対応というのは、この原点からかけ離れた対応になっているのではないか という感を非常に強くしているわけです。

それから35年たった今現状において、あるいは先ほどのISO14001のいろんな 仕組みとかができて、いろんな会社における、あるいはそれぞれのトップから担当者に 至るまでの意識改革というのも行われ、あるいは仕組みもどんどん進化しているわけで ございますけれども、この46年の原点に返って、やはり事業者が一番知り得る立場から これの問題に取り組む、そういう意識が、一人ひとりが持っていくということが非常に 重要ではないかということを、私、この46年の報告書を読み返してみて非常に感じたものですから、一言申し上げさせていただきました。

今後、いろんな事例の分析、それから、第1回、今回といろいろ意見を踏まえまして、 我々の方もいろんな分析なり、データを揃えるということをさせていただきたいと思いま すので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

石谷座長 どうもありがとうございます。

局長にまとめていただいて恐縮です。

本日の議論も、いろいろとまだ話が散発的になっていますので、この皆様の御意見を踏まえて引き続きさらに議論を進めてまいりますが、それと同時に、論点ペーパーなども今日の御意見をいただいた上で少しまとめ直して、今後、少しずつ対応策をどういうふうに見ていくか、今、局長のお話にもあったように、確かに30年前でしたか、いわゆる公害防止の議論が熱心に行われたころというのは、非常に深刻な事件が多かったから、むしろ気をひきしめてやっていたのだと思います。ある意味ではそれから大分効果も出て、一種の制度の疲労でもないのでしょうが、慣れてしまったところにこういう問題が出てきて、これは非常に大きな問題に見えますけれども、昔に比べれば随分よくなって、数も非常に少ない。ただ、やはりそういうものも防ぐというのが我々の使命だと思いますので、そういった意味で、どういう具体的にポジティブな対応策がとれるかについて議論を進めさせていただければと思います。

石谷座長 それでは、最後に、事務局から次回の予定についての御連絡をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 次回の検討会は8月下旬に開催する予定です。

事務局から委員の皆様方の御都合を伺い、日程調整をさせていただきます。

石谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日は御多忙のところ、長時間にわたり活発に御議論いただき誠にありが とうございました。 本日は、これにて閉会させていただきます。

6.閉 会